

# 「ながさきファミリープログラム」ファシリテーター派遣申込書

【あて先】（ ）市・町教育委員会 御中 【申込日】 令和 年 月 日

|           |                      |         |   |
|-----------|----------------------|---------|---|
| 団 体 名     |                      |         |   |
| 開 催 日 時   | 令和 年 月 日（ ）曜日 : ~ :  |         |   |
| 開 催 場 所   |                      | 参加予定人数  | 人 |
| 希 望 テ ー マ |                      | 担 当 者 名 |   |
| 連 絡 先     | 住所：                  |         |   |
|           | 電話：（ ）－ － FAX：（ ）－ － |         |   |
| 質 問・要 望 等 |                      |         |   |

この面に必要事項を記入の上、プログラム開催地の市町教育委員会へ FAXでお申込みください。

| 市町名     | あて先／担当          | 申込み：FAX番号    | 電 話 番 号      |
|---------|-----------------|--------------|--------------|
| 長 崎 市   | 長崎市教育委員会生涯学習企画課 | 095-829-2066 | 095-829-2044 |
| 佐 世 保 市 | 佐世保市教育委員会社会教育課  | 0956-37-6137 | 0956-37-6115 |
| 島 原 市   | 島原市教育委員会生涯学習課   | 0957-68-5480 | 0957-68-5473 |
| 諫 早 市   | 諫早市教育委員会生涯学習課   | 0957-22-2840 | 0957-22-1500 |
| 大 村 市   | 大村市教育委員会社会教育課   | 0957-54-3162 | 0957-54-3161 |
| 平 戸 市   | 平戸市教育委員会生涯学習課   | 0950-25-1211 | 0950-22-9214 |
| 松 浦 市   | 松浦市教育委員会生涯学習課   | 0956-72-1115 | 0956-72-1111 |
| 対 馬 市   | 対馬市教育委員会生涯学習課   | 0920-88-2161 | 0920-88-2004 |
| 壱 岐 市   | 壱岐市教育委員会社会教育課   | 0920-45-1227 | 0920-45-1113 |
| 五 島 市   | 五島市教育委員会教育総務課   | 0959-72-5858 | 0959-72-7800 |
| 西 海 市   | 西海市教育委員会社会教育課   | 0959-22-9011 | 0959-37-0079 |
| 雲 仙 市   | 雲仙市教育委員会生涯学習課   | 0957-37-3112 | 0957-47-7864 |
| 南 島 原 市 | 南島原市教育委員会生涯学習課  | 0957-85-2767 | 0957-73-6703 |
| 長 与 町   | 長与町教育委員会生涯学習課   | 095-883-7151 | 095-801-5682 |
| 時 津 町   | 時津町教育委員会社会教育課   | 095-881-2725 | 095-882-3978 |
| 東 彼 杵 町 | 東彼杵町教育委員会社会教育係  | 0957-46-0757 | 0957-46-0114 |
| 川 棚 町   | 川棚町教育委員会社会教育係   | 0956-82-4371 | 0956-82-2064 |
| 波 佐 見 町 | 波佐見町教育委員会社会教育班  | 0956-80-6669 | 0956-80-6668 |
| 小 値 賀 町 | 小値賀町教育委員会社会教育係  | 0959-56-4192 | 0959-56-3838 |
| 佐 々 町   | 佐々町教育委員会社会教育班   | 0956-62-3178 | 0956-62-2101 |
| 新上五島町   | 新上五島町教育委員会生涯学習課 | 0959-54-2555 | 0959-54-1984 |

○本プログラムを進行するファシリテーターへの謝金は、一人あたり3,000円程度としていますが、市町によって異なります。詳しくは、開催地の市町教育委員会へお問い合わせください。

※令和7年度は、地域団体や企業研修等でプログラムを実施する場合、1団体につき1回限りファシリテーターの謝金を、県が負担いたします。